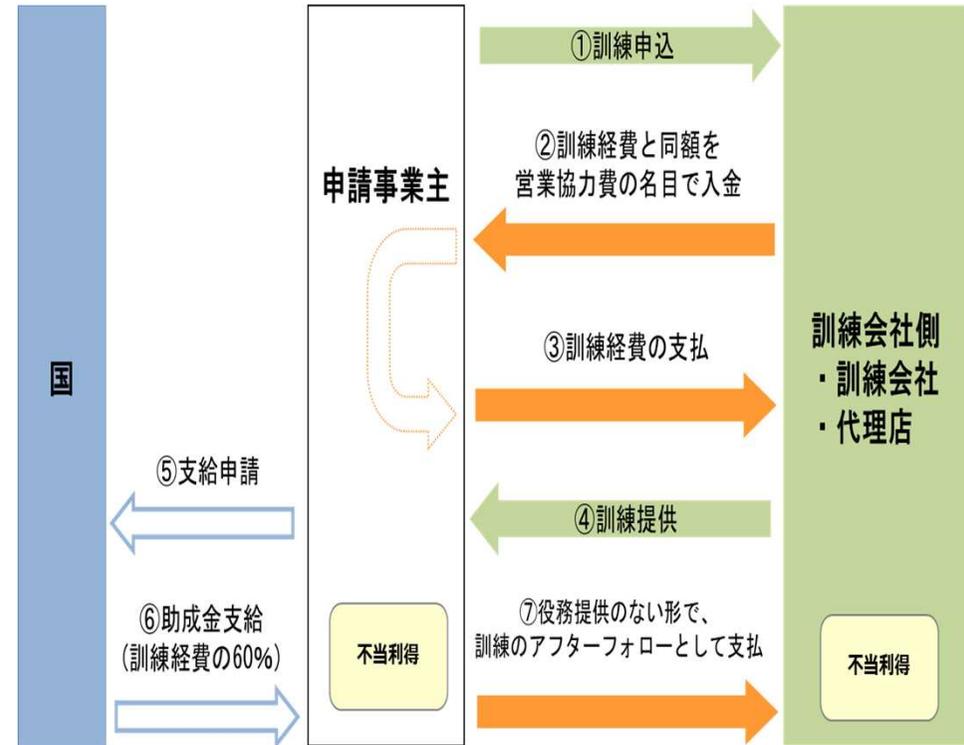


事案の概要

- 本事案は、申請事業主（＝訓練委託元企業）が訓練会社（＝訓練委託先）から資金提供を受け、それを訓練経費の支払いの原資とすることにより、**実質的に訓練経費の全額を負担していないにもかかわらず、国に支給申請を行い、不正に人開金を受給していたもの。**
- 当該訓練会社は不正のスキームを考案し、申請事業主に提案するなど、不正受給に関与していた。
- 令和7年12月19日付で、30労働局にて不正受給認定（※1）・助成金返還命令（※2）及び訓練会社名の公表を行った。
 - （※1）不正受給認定した事業所数及び金額は、191事業所、約20億円
 - （※2）返還命令から1ヵ月以内に全額返還しない場合、申請事業主名も雇用保険法施行規則に基づき公表
- 令和8年2月13日付で、期限までに全額返還しなかった申請事業主について、15労働局にて公表を行った（※）。
 - （※）公表対象は、42事業所、未返還額約5億円（うち分割返納予定31事業所、約3.5億円）
全額返還済の事業所は、149事業所、返還済額約15億円
全額返還に向けて厚生労働省として引き続き対応



再発防止策

- 今後、以下の対応を行うことにより、適切な利用を促進するとともに、不正受給防止に取り組む。
 - ① 今般、教育訓練機関等が申請事業主に対して不正受給をそそのかすような案内（労働局への虚偽報告の指示等）を行っている実態が確認されたことを踏まえ、人開金支給申請時の提出資料に「教育訓練機関等から提供された資料一式」を追加し、不適切な営業行為が行われていないかを労働局において厳正に確認する。
 - ② 現在の不正受給防止リーフレットを改正し、不正受給につながるケースを例示し、どのような行為が不正に該当するかを分かりやすく解説した上で、事業主及び教育訓練機関等に対し引き続き周知を徹底する。
 - ③ 不正受給防止マニュアルの整備等を行い、労働局での審査を厳格化。